

不法投棄のないまちづくりを



不法投棄とは、捨ててはいけない場所に、ごみを捨てること。その大きさに関係なく、空き缶やお菓子袋などの軽微な物でも、不法投棄になります。不法投棄をしないことはもちろんですが、されにくい環境づくりも大切です。地域の監視の目で、不法投棄ゼロのまちを目指しましょう。お問い合わせはクリーン推進課☎483-1151（代表）へ



家庭ごみの小規模な不法投棄が中心です

市内の不法投棄の通報件数は、28年度522件でしたが29年度では438件と減少しました。

事業者による産業廃棄物などの大規模な不法投棄は減りましたが、家庭から出るスーパー・コンビニの袋に入った分別されていないごみや、家財道具数点などの小規模な不法投棄は依然として少なくありません。

不法投棄をした人たちは「お金がかかるから」「持ち込むのが面倒だった」などという、自分勝手な理由で安易にごみを捨てています。不法投棄されたごみを処理するためには、費用も労力も余計にかかってしまうので、ごみは自分できちんと処分してください。量が多い場合は集積場所に出せないの、清掃センター☎483-4521へ連絡してから持ち込んでください。

不法投棄を防止するため行なっている市の取り組み

市では、主要道路沿いの人気のない不法投棄されやすい場所などに監視カメラを設置しています。夜間はクリーン推進課と清掃センターの職員でパトロールを実施し、不法投棄の発見や防止対策を行っています。

また、土地所有者などと連携して、柵や不法投棄防止看板の設置を行っています。

このように、市では平成14年に制定した不法投棄防止条例に基づいて、ごみを捨てにくい環境づくりに努めています。良好な生活環境に支

障をきたすような不法投棄に対して、情報提供を受けたことで、不法投棄を行った人を探し出し撤去させることができた場合には、通報者に報奨金10,000円を支給しています。

もし、不法投棄を見つけたら

不法投棄を見つけたら職員が確認に行きますので、触らないで不法投棄通報受付専用電話☎0120-844-530、☎484-3284 に連絡してください。通報者の個人情報適切に管理します。

①いつ発見したか、②不法投棄等の場所はどこか（地番や目印となる建物等）、③捨てられている廃棄物、数量、形状などの具体的なこと、④車のナンバーなど不法投棄をしたと思われる人の情報、⑤通報者の名前、電話番号などを正確に伝えてください。休日の場合は、留守番電話に内容を残すようにしてください。

不法投棄をしている人を見かけても、トラブルに巻き込まれる可能性があるので絶対に声かけはしないでください。

また、不法投棄をされないためには、環境づくりも大切です。駐車場や空き地、玄関先などに物を放置したり、ごみを散乱させたりしていると、ごみのごみを呼んで、不法投棄がされやすい環境になってしまいます。

普段から清掃活動や草取りなどを行い、不法投棄がされにくい環境を作りましょう。



▲テレビや空き缶など様々なごみが捨てられています

土砂等の埋め立て・盛り土には事前の許可が必要です

県や市では、残土による埋め立てを防止するため「土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定しており、

自分の土地であっても500㎡以上の盛り土をする場合は許可が必要です。500㎡以上3,000㎡未満の場合には市長の許可、3,000㎡以上は県知事の許可が必要になります。

この残土条例には罰金規定もあります。土地所有者や事業者の皆さんは、盛り土を行う際は必ず事前に申請をしてください。

不法投棄連絡員を募集します

不法投棄連絡員は、地域の環境に関心のある20歳以上の市民で、現在、市長から委嘱を受けた17人が活動しています。

主に不法投棄に関する通報や、市との協働で不法投棄防止啓発活動を行っています。ボランティア活動のため、交通費などを含め無償です。

▶任期 7月1日から2年間。応募方法など詳しくはクリーン推進課までお問い合わせください。任期途中の応募も受け付けています



市内であった事例

Aさんは引越しの準備で出たごみを、家のポストに入っていた便利屋のチラシに電話をし、費用を払い処分を頼みました。

それからしばらくして、Aさんのところへ突然警察から電話がかかってきました。

処分を引き受けた業者が、ごみを不法投棄したからです。市が現地調査を行ったところ、Aさんにつながる証拠が見つかり、警察に連絡しました。自分で捨てたわけではありませんが、Aさんは、警察の事情聴取を受けることになってしまいました。また、依頼した業者が関与を認めなかったため、Aさんはもう一度、処理費用を払って許可を持つ業者に依頼をする結果になりました。

無許可の業者が、有料で不用品などの廃棄物を収集・運搬することは法律で禁止されています。業者が不法投棄した場合は、処理を依頼した人の責任が問われますので、市のルールを守って処理するようにしましょう。

広告

広告